

西宮市災害派遣要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画の規定に基づく他の市町村が被災した場合の応援派遣（災害時相互応援協定等による場合を除く。）及び救援物資（国内、外を問わず。）の提供に関し、必要な事項を定める。

（派遣対象地域）

第2条 応援派遣の対象地域は、日本国内とする。

（派遣対象災害）

第3条 応援派遣及び救援物資の提供の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）震度6以上の地震による災害
- （2）その他市長が前号の災害に準じて応援派遣及び救援物資の提供を必要と認める災害

（派遣隊名等）

第4条 応援派遣する隊名及びその任務は、次のとおりとする。

- （1）災害状況調査隊 派遣先の被害状況の調査及び応援内容の調整
- （2）物資供給隊 備蓄物資の送付
- （3）派遣本隊 派遣先の希望する応急対策の応援

（派遣決定）

第5条 市長は、第3条各号に掲げる災害のいずれかが発生した場合は、危機管理監、副市長、及び関係局長から意見を聴取の上、派遣の要否を決定する。

2 外国で第3条各号に掲げる災害のいずれかが発生した場合は、前項の規定に準じて救援物資の提供の要否を決定する。

（派遣する職員の服務上の取扱）

第6条 派遣する職員の服務上の取扱いについては、次のとおりとする。

- （1）応援派遣の期間中は、公務出張扱いとする。
- （2）応援派遣に当たっては、所定の旅費・手当を支給する。
- （3）応援派遣による活動中の災害補償については、地方公務員災害補償法に定めるところによる。

（その他）

第7条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。